

キーワード↓

歩きたばこ



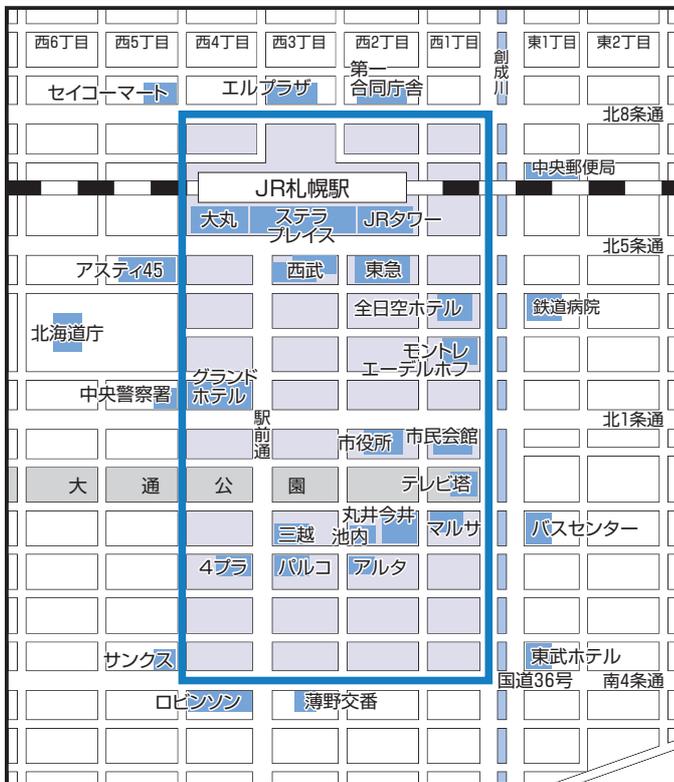
# 歩きたばこを禁止する「喫煙制限区域」の範囲が決定

罰則（過料の金額）は1,000円になります

## 禁止される行為と罰則の適用地域

### <都心部喫煙制限区域>

歩きたばこを禁じる区域（青枠の内側）。  
区域内でも灰皿（携帯灰皿は不可）のある場所での喫煙は可能。



歩きたばこ  
灰皿のない場所での喫煙

十月一日(土)に完全施行される「ポイ捨て等防止条例」。このほど、具体的な運用のポイントとなる「喫煙制限区域の範囲」と「罰則（過料）の金額」が決まりました。

喫煙制限区域は、札幌の顔となる地域であり、歩行者や観光客が多い都心部に設定。

同区域内では、歩道上など公共の場所での歩きたばこを全面的に禁止します。

違反者に課せられる過料の金額は千円。十月一日から同区域内を中心に巡回する散乱等防止指導員がその場で直接徴収します。

十月一日に向けて、ポイ捨て防止の啓発キャンペーンを順次実施します。美しく安全な街の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いします。

なお、喫煙制限区域内でも、灰皿のある場所での喫煙は認められます。

【詳細】ごみ減量推進課 ☎(211) 2928

### <市内全域>

過料



飼い犬のふんの放置



過料



空き缶、たばこの吸い殻などのポイ捨て

### 条例上、ポイ捨てが禁止される主なもの

